

平成26年度定期監査（工業用水道事業）

1 監査の概要

(1) 監査の種別

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した平成26年度定期監査

(2) 監査の対象

平成25年度における経営に係る事業の管理及び財務に関する事務の執行

(3) 監査の実施

工業用水道部工業用水課について、平成26年6月16日及び同年7月29日に実施した。

(4) 監査の主眼及び重点監査事項等

監査に当たっては、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則に沿って運営されているか及び財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、収入事務では収入未済を重点監査事項、支出事務では需用費及び委託料を重点監査科目として定め、厳正な監査を実施した。

2 監査の結果と措置

(1) 結果の概要

経営に係る事業の管理及び財務に関する事務の執行については、指摘事項に該当するものはなかったが、次のとおり是正又は改善を要する1件の文書注意事項があった。

今後とも事務事業の執行に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的に行う必要がある。

指 摘 事 項 （法令、規則等に違反するもの又は著しく妥当性を欠く事実があると認められるもの）

文書注意事項 （指摘事項に至らない事項で、さらに的確な事務の執行等を促す必要があると認められるもの）

1件

(2) 監査結果の報告と講じた措置の通知

区 分	監 査 結 果	措 置 の 通 知
工業用水 道部	報告：平成26年10月1日 公表：平成26年10月3日	工業用水道部からの通知待ち

(3) 監査の結果と講じた措置の概要

文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容
工業用水道部	
工業用水課	職員手当の不足払いがある。